

事務連絡  
令和5年12月8日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」  
の一部訂正に伴う差替えについて

令和5年12月7日付けで、地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長、及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長宛てに発出した「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について（保医発1207第5号）」については、同日付けで貴団体宛てに周知の事務連絡を发出していたところです。

当該通知については、当初お送りしたものの記載に訂正があり、別紙のとおり、訂正後の事務連絡をお送りいたしますので、差替えをお願いします。

なお、訂正内容は下記のとおりです。

記

箇所	正	誤
記の2（1） 2 タミフルカプセル75及び後発医薬品のオセルタミビルリン酸塩製剤（カプセル剤及び錠剤）の保険適用上の取扱いについて	（2）本製剤の治療に用いる場合の用法及び用量は、「 <u>通常、成人及び体重37.5kg以上の小児にはオセルタミビルとして1回75mgを1日2回、5日間経口投与する。</u> 」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。	（2）本製剤の治療に用いる場合の用法及び用量は、「 <u>通常、オセルタミビルとして1回75mgを1日1回、7～10日間経口投与する。</u> 」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

以上